

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場
指定管理仕様書

石川県文化観光スポーツ部

令和 8 年 8 月

[目 次]

I	基本的事項	
1	基本方針	1
2	休業日及び利用時間	1
3	組織体制	1
4	緊急時・非常時の対応	1
5	保険加入	1
II	運営に関する業務	
1	利用の促進に関する業務	1
2	使用許可（受付）に関する業務	2
3	使用料の徴収及び減免に関する業務	2
4	利用状況の集計等に関する業務	2
5	施設供用に関する業務	2
6	武道館競技会に関する業務	2
III	維持管理に関する業務	
1	基本的事項	3
2	清掃業務	4
3	植栽維持管理業務	6
4	消防設備管理業務	6
5	電気設備管理業務	6
6	警備管理業務	6
7	施設等修繕業務	6
8	物品維持管理業務	6
9	除雪業務	7
10	兼六園弓道場管理業務	7
11	卯辰山相撲場管理業務	7
IV	その他	
1	自主事業	8
2	引継業務	8
3	災害等非常時の対応	8
4	中期経営目標の取組	8
5	県への協力	8
6	協議事項	8
	＜付属資料＞	
	業務別基準（仕様書）	9
	備品一覧	25
	施設概要	27

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場管理仕様書

本仕様書は、石川県立武道館（以下「武道館」という。）、石川県立武道館分館兼六園弓道場（以下「兼六園弓道場」という。）及び石川県卯辰山相撲場（以下「卯辰山相撲場」という。）の指定管理者が行う業務内容及び管理の基準等について、定めることを目的とする。

I 基本的事項

1 基本方針

本県における武道振興の中核的拠点施設としての設置目的等について十分に理解するとともに、管理者の創意工夫によって、利用者サービスの向上や安全確保に努め効率的な管理運営を行うこと。

2 休業日及び利用時間

(1) 休業日 年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 利用時間 午前8時から午後9時まで

（武道館の合宿の場合は午後5時から午前8時まで）

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、文化観光スポーツ部長の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、臨時に休業することができる。

3 組織体制

- ・総括責任者を1名配置し、県との連絡調整の責任者とする。

また、円滑に管理運営を行うため、必要な職員を配置するものとし、職員の資質向上等に努めること。

- ・卯辰山相撲場は、職員を配置しないため、武道館職員が定期的に施設管理を行うこと。

4 緊急時・非常時の対応

避難、誘導、安全確保等のための計画を作成し、事故や災害の発生時には迅速かつ的確に対応すること。

また、全ての職員がAED（自動体外式除細動器）の取り扱いができること。

5 保険加入

利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に加入すること。

II 運営に関する業務

1 利用の促進に関する業務

ホームページやSNS、パンフレット等により積極的に広報活動を行い、認知度向上に努め、施設の利用促進を図ること。

また、施設の有効活用の観点から、アマチュアスポーツ以外についても、利用促進を図ること。

2 使用許可（受付）に関する業務

(1) 個人使用の場合

利用日当日、窓口にて受付する。

なお、専用使用等により、個人使用ができない日時についてホームページ等で周知するものとする。

(2) 専用使用の場合

対 象	受付開始日	受付方法
大規模大会・県大会等	2月開催の武道館利用行事予定調整会議で利用予約決定後	予約申込による
一般利用	① 武道館利用行事予定調整会議終了後 ② 上記の使用許可決定後は随時	申込書による

※大規模大会 全国大会、北信越大会等

(3) その他

ア 利用申込が重複した場合は、アマチュアスポーツの利用を優先し、調整するものとする。

イ 管理の開始以前に指定管理者が行った使用許可について、引き継ぐものとする。

ウ 武道館利用行事予定調整会議

毎年2月に開催し、翌年度に係る各団体の利用調整を行うこと。

(県柔道連盟、県剣道連盟、県弓道連盟、県なぎなた連盟、県相撲連盟)

3 使用料の徴収及び減免に関する業務

使用の際に使用料を徴収すること。

電子決済サービスを活用した使用料徴収に努めること。

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、使用料を減免することができる。

4 利用状況の集計等に関する業務

(1) 利用者数及び使用料について毎日記録し、集計すること。

(2) 毎月の利用状況について、翌月10日までに県に報告すること。

5 施設供用に関する業務

- ・利用者に対して適切な応対ができるよう施設及び業務内容を熟知した者を配置すること。
- ・利用者が快適に利用できるよう、必要に応じ備品等を貸し出すこと。
- ・設営等における立会や問い合わせ等に、適切に対応すること。

6 武道館協議会に関する業務

(1) 全国都道府県立武道館協議会に引き続き加入するものとし、総会や研修会に参加し他館との情報交換等を行うこと。

(2) 石川県公立武道館協議会の運営を行うこと。

Ⅲ 維持管理に関する業務

1 基本的事項

指定管理者は、施設及び設備の機能を良好に保つため、施設及び設備の点検、保守等の管理業務を行う。なお、一部の業務については、専門の事業者に出発することが出来る。

また、以下のことを踏まえて維持管理業務を遂行し、利用者の利便性・快適性・安全の確保に努めるとともに、省エネルギー等、環境にも配慮すること。

- ・関係法令等を遵守する。
- ・利用者の健康被害を未然に防止するため、施設の環境を安全で、快適かつ衛生的に保つ。
- ・円滑なサービスを提供するため、施設が有する機能及び性能等を保つ。
- ・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な維持管理の実施に努める。
- ・物理的劣化等による危険・障害等の発見・点検に努める。
- ・予防保全に努める。
- ・環境負荷を抑制し環境汚染等の発生を防止し、省資源、省エネルギー、リサイクルに努める。

(1) 用語の定義

- ・点検…建築物等の部分について、損傷、変形、腐食異臭その他の異常の有無を調査することをいう。
- ・保守…建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取り替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- ・運転・監視…施設を機能させるために設備機器を操作し、作動させるとともに、その作動状態を監視、記録することをいう。
- ・修繕…劣化した部位、部材又は機器の性能又は機能を、修理し、又は更新することに当たり、現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等を除く。
- ・清掃…施設の美観を保持したり、利用客の快適性確保や健康維持のため、施設内外の環境を清潔に保つ作業をいう。
- ・保安…地震等の自然災害、火災、盗難などから人命や財産を守るための非常用設備の保守や警備を行なう。

(2) 維持管理計画書の作成

施設等の維持管理業務について、各業務の実施体制、実施工程、点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等の内容を記載した維持管理計画書を、管理開始以前に毎年度作成する。なお、維持管理計画書の作成にあたっては、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「共通仕様書」という）を参考にする。

(3) 業務記録簿等の作成

業務を実施した際は、業務記録簿等（その内容について法令に定める点検結果報告書等の様式が定められている場合は、様式を使用）を作成する。なお、業務記録簿等の作成にあたっては、「建築保全業務報告書作成の手引き（令和5年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考にする。

(4) 法令等の遵守

指定管理者は、施設等の維持管理業務及び保守点検業務の実施にあたっては、次に掲げるもの、その他の関係法令等を遵守すること。

- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「ビル管理法」という。）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネルギー法」という。）

(5) 必要な資格の取得

指定管理者は、法令上必要とされる資格を自らの責任と負担により取得すること。（外部委託によることも可とする）

2 清掃業務（武道館）

指定管理者は、良好な衛生環境、美観の保持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つため、利用者等の支障にならないよう配慮して清掃業務を行うこと。

(1) 業務内容

指定管理者は、清掃業務に関し日常清掃及び定期清掃に区分し、これを行うこと。指定管理者が行う清掃箇所及び清掃回数等は、別添「清掃基準」のとおりとする。

ただし、運営上通常閉鎖されている部分については、定期清掃の他、使用状況に合わせて適宜清掃を行う等、施設の稼働状況等に合わせて、適宜調整を行うことができる。

特記なき事項に関しては「共通仕様書」を参照すること。

(2) 業務要領

ア 日常清掃

① 床清掃

- ・床の除塵及び、拭き掃除（繊維床：しみ抜き）を行う。使用機材・方法については、床材の種類・性質等に注意のうえ、「共通仕様書」等を参考に選択する。

② トイレ清掃

- ・便器は洗剤と柄付きブラシ等で洗浄し、周囲の金属部等は雑巾等で水拭きの上、乾拭きする。
- ・便房、洗面台は、周囲を含め雑巾等で水拭きする。
- ・トイレットペーパー及び石鹼液は点検、補充を行い、ゴミ箱、汚物入れの清掃を行う。
- ・汚れの状況により適宜、床及び低所壁面の洗浄、消毒を行う。

③ シャワー室清掃

- ・シャワーブース、器具を雑巾等で水拭きし、流し台の洗浄を行う。排水桝目皿等のゴミの除去を行う。

- ・汚れ等、使用状況により、床等の洗浄、消毒を行う。

④湯沸室清掃

- ・給湯器及び流し台周辺は、雑巾等で水拭きし、茶殻、吸殻等ゴミは毎日処理する。
- ・適宜、床洗浄、消毒を行う。

⑤ロッカー清掃

- ・各更衣室清掃時にロッカー内外の清掃を行う。
- ・ロッカー内の残留物の確認を行う。

⑥手垢・ドア汚れ・什器汚れ・ガラス汚れ等清掃

- ・各室ドアのドアノブは、適切な方法で手垢等の汚れを拭き取る。
- ・ロビー、情報コーナー、会議室、更衣室等のテーブル等備品の手垢等の汚れを拭き取る。
- ・ロビー・窓等のガラスは、内外面を洗剤等により雨垢、手垢等の汚れを拭き取る。

⑦ゴミ箱・吸殻処理

- ・各ゴミ箱のゴミ、その他廃棄物は随時収集し、集めた廃棄物はごみ集積場に分別集積する。
- ・収集した廃棄物は、関係法令に則り適切な方法で処理する。
- ・館内に設置した喫煙室等の灰皿は、吸殻を随時除去し、洗浄後注水のうえ配置する。

⑧フロアマット・下足箱清掃

- ・フロアマットは、マットに付着した泥土等を取り除く。
- ・各下足箱内を清掃し、残留物の確認を行う。

イ 定期清掃

① 床洗浄（表面洗浄）

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄して美観を回復する。
- ・床材の種類・性質等に注意のうえ、「共通仕様書」等を参考に行う。

② 床洗浄・研磨・ワックス（剥離洗浄）

- ・表面洗浄で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄・研磨し、適正な床維持材の塗布を行い美観を回復する。
- ・床材の種類・性質等に注意のうえ、「共通仕様書」等を参考に行う。

③ タイルカーペット（絨毯）洗浄補修

- ・日常清掃で良好な床面を維持できない程度の汚れについて、床面全体を洗浄して美観を回復する。
- ・床材の種類・性質等に注意のうえ、「共通仕様書」等を参考に行う。

ウ その他

- ・埃や汚れが目立つ場合は、清掃基準に特記なき箇所についても適宜清掃を行い、美観の維持に努める。
- ・管理敷地内の、空缶、吸殻、落ち葉等の廃棄物についても、関係法令に則り、適正な方法で処理する。
- ・側溝の堆積物も随時取り除き、処分する。

3 植栽維持管理業務（武道館）

指定管理者は、武道館の樹木を美しく保全するため、剪定、施肥、病虫害駆除等を行うこと。別添「武道館植栽管理業務仕様書」のとおり。

4 消防設備管理業務（武道館）

消防法の規定に従い、点検をすること。

別添「武道館消防設備管理業務仕様書」のとおり。

5 電気設備管理業務（武道館）

電気事業法に基づく保安規程に従い、点検をすること。

別添「武道館自家用電気工作物管理業務仕様書」のとおり。

6 警備管理業務（武道館）

(1) 体制

ア 人的警備及び機械警備により24時間警備を行うこと。

イ 大会開催時等、必要に応じて増員すること。

(2) 業務内容

別添「武道館警備管理業務」仕様書のとおり。

7 施設等修繕業務

指定管理者は、武道館施設等について、日常的に点検を行い、利用に供する消耗に対し、その機能及び美観を維持すること。建築物等の不具合（軽微な場合を除く）を発見した際には、速やかに県に報告すること。

なお、施設及び設備の大規模な修繕や改修を行おうとするときは、県と協議すること。

8 物品維持管理業務

(1) 指定管理者は、備え付けの物品について、利用者が快適に使用できるように良好な管理に努めること。

(2) 備品（別添「備品一覧表」記載のとおり）については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握を行うこと。

(3) 指定管理者が指定期間中に購入した備品（石川県財務規則第223条に規定する備品であって、指定管理者の故意・過失により、破損等した県所有の備品を指定管理者が弁償する場合は除く。以下同じ。）の所有権は、指定管理者が所有するものとする。ただし、指定管理期間の終了時に県と指定管理者が協議の上、双方が合意したものについては、指定管理者が購入した備品を県の所有とする。

(4) 指定管理者は、新たに備品を取得した場合は、台帳に記載するとともに、事業報告書に併せて県に報告するものとする。

9 除雪業務（武道館）

(1) 除雪場所

指定管理者は、利用者及び施設管理上の支障がないよう、以下の場所等について除雪を行うこと。

- ・ 構内各出入口通路
- ・ ゴミ搬出口及び運搬通路
- ・ 避難経路となる場所
- ・ 第1駐車場及び第2駐車場

(2) その他

除雪作業にあたっては、業務担当者の安全に留意するとともに、歩行者、自動車及び工作物等に損害を与えないように十分注意すること。

10 兼六園弓道場管理業務

(1) 業務内容

- ア 道場等の整理整頓、小修繕及び清掃（トイレ含む）
- イ 建物周辺の草むしり、落ち葉清掃、除雪等
- ウ 安土の手入れ
- エ 的張り

(2) その他

- ア 利用者からの要望に応じ、弓道の指導業務を行うこと
- イ ゴミ等は利用者が持ち帰るよう指導すること

11 卯辰山相撲場管理業務

(1) 定期点検（毎週1回）

- ア 相撲場全体の確認
- イ 排水溝の掃除
- ウ 土俵のメンテナンス
 - ・ 乾燥・ひび割れ、破損及びシートカバーのめくれ等の状況確認。
 - ・ ひび割れがあれば、専用の道具で整備する。
 - ・ 俵の状態や季節にあわせて、適宜水まきを実施する。
- エ トイレの確認（汚れやゴミの放置等）
- オ 倉庫の確認（盗難防止、建物の確認等）

(2) 夜間外灯タイマーの維持管理

季節により外灯の点灯消灯時間のタイマーによる設定と調整作業を実施

(3) 保守管理業務 別添「卯辰山相撲場管理業務仕様書」のとおり

トイレ清掃業務、浄化槽施設保守点検業務（年1回の浄化槽検査含む）、除草業務、土俵修繕業務

(4) 電気及び水道料金支払い事務

(5) イベント開催時の不測の事態に対する備え

- ・ 高校相撲金沢大会開催時 事前調整会議出席、現場待機1名
- ・ その他のイベント時 主催者と打合せの上、不測の事態に備え連絡体制を確保

VI その他

1 自主事業

自主事業の実施にあたっては、あらかじめ計画書を提出し、県の承認を得ること。

また、以下について留意し、実施すること。

(1) 利用が少ないと見込まれる日時に実施するなど、一般の利用者の妨げとならないこと。

また、施設を専用使用する場合は、前述Ⅱ 2 (2)の一般利用の取り扱いを行うこと。

(2) 参加料等を徴収する場合は、適正な額であること。

2 引継業務

指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理を開始できるよう、必要な引継を行うこと。

3 災害等非常時の対応

当該施設が、災害等の非常時における避難所に指定された場合は、指定管理者は、市町の指示のもと、避難所の開設や運営に協力すること。

なお、当該施設が避難所として開設された場合には、県に対して速やかに報告すること。

4 中期経営目標の取組

県は、指定管理者と協議の上、県が指定する様式により中期経営目標を策定し、指定管理者は、毎年度、中期経営目標に定めた取り組みを実践すること。

なお、策定した中期経営目標は県のホームページで公表し、指定管理者は、毎年度の管理状況報告書により目標の進捗状況を報告すること。

5 県への協力

指定管理者は、県が主催又は共催する事業について、協力すること。

6 協議事項

本仕様書に記載のない事項については、県と協議を行うこと。

清掃基準

区 分				日 常 清 掃							定期清掃				
				床除塵・吸塵	床水拭き・乾拭き	便所・洗面所・湯沸室清掃	浴室清掃	手垢・ガラス汚れ等・什器汚	ゴミ箱・吸殻処理	フロアマット・下足箱清掃	床洗淨	床洗淨研磨ワックス	高速バフ掛け	たたみ拭き	タイルカーペット洗淨補修
部屋名		床材質	面積 (m ²)												
本館棟 1階	玄関	磁器質タイル		1/D	1/D			1/D		1/D	4/Y				
	事務室	塩ビシート	92.46	1/D	1/D			1/D	1/D			4/Y			
	館長室	Cタイル	49.21	1/D				1/D	1/D						1/M
	第4会議室	塩ビシート	62.00	1/D	1/D			1/D	1/D			4/Y			
	保健室	塩ビシート	40.04	1/D								4/Y			
	防具貸出室	Pタイル	30.50									4/Y			
	宿直室	たたみ	21.24	1/D											
	更衣室	Pタイル	11.02	1/D											
	男子乾燥室	コンクリート	31.42	1/D											
	男女手洗1	化学フロアー	17.64	1/D	1/D							4/Y			
	男女便所1	タイル	32.34			1/D					4/Y				
	男女手洗2	化学フロアー	10.20	1/D	1/D							4/Y			
	男女便所2	タイル	16.06			1/D					4/Y				
	男女脱衣浴室	塩ビ・タイル	62.82				1/D				4/Y				
	湯沸室1・2	化学フロアー	11.44	1/D	1/D	1/D						4/Y			
	倉庫1・2		38.60												
	廊下・ホール・その他	化学フロアー	665.25	1/D	1/D			1/D					6/Y		
	計		1,192.24												
会議棟 1階	大会議室	塩ビシート	185.08	1/D	1/D			1/D	1/D			4/Y			
	湯沸室	化学フロアー	4.29	1/D	1/D	1/D						4/Y			
	倉庫		4.40												
	計		193.77												
弓道場 1階	男女控室	たたみ	83.39	1/D										3/Y	
	審判控室	たたみ	13.93	1/D										3/Y	
	審判室	たたみ	16.27	1/D										3/Y	
	巻ワラ道場	木床	27.09	1/D								1/M			
	近的射場	木床	165.03	1/D								1/M			
	近的看的		18.00												
	通路	木床	33.00	1/D								1/M			
	遠的射場	木床	92.04	1/D								1/M			
	遠的看的		13.50												
	玄関・廊下・その他	木床	68.43	1/D								1/M			
	計		530.68												
本館棟 2階	女子控室	たたみ	22.54	1/D										3/Y	
	師範控室	たたみ	30.87	1/D										3/Y	
	男女更衣室	木床	64.19	1/D	1/D			1/D	1/D			4/Y			
	男女シャワー室	タイル	43.12	1/D	1/D			1/D	1/D		4/Y				
	男女便所	タイル	26.21			1/D					4/Y				
	柔道場着替場兼乾燥室	木床	41.69									3/Y			
	柔道着置場	木床	41.69									3/Y			
	柔道場	たたみ	919.59	1/D										3/Y	
	用具庫		6.35												
	通路		6.35	1/D								3/Y			
	男子控室	たたみ	38.22	1/D										3/Y	
	廊下・階段・その他	木床・塩ビ	209.81	1/D	1/D			1/D					6/Y		
	計		1,450.63												

清掃基準

区 分				日 常 清 掃							定期清掃				
				床除塵・吸塵	床水拭き・乾拭き	便所・洗面所・湯沸室清掃	浴室清掃	手垢・ガラス汚れ等・什器汚	ゴミ箱・吸殻処理	フロアマット・下足箱清掃	床洗浄	床洗浄研磨ワックス	高速バフ掛け	たたみ拭き	タイルカーペット洗浄補修
部屋名	床材質	面積 (m ²)													
本館棟3階	研修室1・2・3	たたみ	163.17	1/D										3/Y	
	湯沸室	塩ビシート	11.27	1/D	1/D	1/D						4/Y			
	洗面	塩ビシート	10.78	1/D	1/D	1/D						4/Y			
	湯沸・洗面	タイル	13.23	1/D	1/D	1/D					4/Y				
	男女便所	タイル	26.21			1/D					4/Y				
	ギャラリー	塩ビシート	170.59	1/D	1/D							4/Y			
	廊下・階段・その他	塩ビシート	196.36	1/D	1/D			1/D					4/Y		
	計	591.61													
本館棟4階	男女控室	たたみ	60.76	1/D										3/Y	
	師範控室	たたみ	30.87	1/D										3/Y	
	男女更衣室	たたみ	64.19	1/D				1/D	1/D					3/Y	
	男女シャワー室	タイル	43.12	1/D	1/D			1/D			4/Y				
	男女便所	タイル	26.21			1/D					4/Y				
	防具置場兼乾燥室	木床	41.69									3/Y			
	防具置場	木床	41.69									3/Y			
	剣道場	フローリング	938.92	1/D											
	用具庫	木床	6.35									3/Y			
	通路	木床	6.35	1/D								3/Y			
	廊下・階段・その他	木床・塩ビ	209.70	1/D	1/D			1/D					6/Y		
	計	1,469.85													
本館棟5階	ギャラリー	塩ビシート	161.69	1/D	1/D							4/Y			
	階段・その他	塩ビシート	81.50	1/D	1/D			1/D				4/Y			
	計	243.19													
本館合計			5,671.97												
屋内相撲場	本土俵観客席	塩ビシート	108.44	1/D	1/D							3/Y			
	本土俵通路部分	塩ビシート	187.70	1/D	1/D							3/Y			
	練習土俵上り座敷	塩ビシート	21.60	1/D	1/D							3/Y			
	通路(見学席)	塩ビシート	37.01	1/D	1/D							3/Y			
	多目的室	塩ビシート	45.86	1/D	1/D			1/D	1/D			3/Y			
	玄関	磁器質タイル	14.21	1/D	1/D			1/D		1/D	3/Y				
	エントランスホール	塩ビシート	51.48	1/D	1/D			1/D				3/Y			
	男女便所	タイル	41.94			1/D					3/Y				
	多目的便所	塩ビシート	5.36			1/D						3/Y			
	WC	タイル	2.70			1/D					3/Y				
	更衣室1・2	塩ビシート	43.23	1/D	1/D			1/D	1/D			3/Y			
	シャワー室	タイル	14.00	1/D	1/D			1/D			3/Y				
	洗場(浴室)	タイル	15.21				1/D				3/Y				
	砂置場		12.87												
	機械室		8.50												
	設備スペース		16.00												
	倉庫1・2		12.05												
	計	638.16													
合計			6,310.13												
本館ガラス			925.00						2/Y						
屋内相撲場ガラス			212.00						2/Y						
構内清掃									随時						

武道館植栽管理業務仕様書

- I 業務概要
- 1 植栽管理
 - (1) 芝生管理
 - (2) 樹木管理
 - 2 雪吊り
種別名称等は、明細書のとおり

II 業務は、石川県土木工事標準仕様書及び下記の特別仕様により施行すること。

特 別 仕 様

- 1 使用する縄、竹、こも等は、所定の寸法を有するもので欠陥のないものとする。
- 2 竹の支柱は、雪吊り撤去時に使用樹木別にラベルを取付け、片付けること。
- 3 絞りについては、縄は二重とする。また、大及び中しぼりは、縄を三段以上しぼるものとする。
- 4 雪吊りは、12月15日までにを行い、翌年3月末までに取り外しすること。
- 5 業務内訳明細書（本館及び運動広場）

第1号 芝生管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
芝刈り			年4回	a	23	
芝生清掃			年4回	a	23	
芝生消毒	殺菌剤撒布	ダコニール	年1回	a	23	
〃	除草剤撒布	バナフィン	年1回	a	23	345 ^{リットル}
〃	〃	MCP P	年1回	a	23	345 ^{リットル}
施肥	有機化成	8：8：8	年1回	a	23	

第2号 芝生管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
芝刈り			年4回	a	31	
芝生清掃			年4回	a	31	
芝生消毒	殺菌剤撒布	ダコニール	年1回	a	31	
〃	除草剤撒布	バナフィン	年1回	a	31	345 ^{リットル}
〃	〃	MCP P	年1回	a	31	345 ^{リットル}
施肥	有機化成	8 : 8 : 8	年1回	a	31	

第3号 樹木管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
剪定	シイノキ	C = 1. 8	年1回	本	1	
	シイノキ	C = 1. 2	年1回	本	1	
	シイノキ	C = 0. 5 6	年1回	本	1	
	タギョウショウ	H = 1. 8	年1回	本	11	
	ドイツトウヒ	C = 0. 5	年1回	本	1	
	紅梅	C = 0. 4 5	年1回	本	2	
	ヒイラギモクセイ	H = 3. 2	年1回	本	1	
	キンモクセイ	H = 4. 0	年1回	本	4	
	ヤブツバキ	H = 3. 0	年1回	本	3	
	ヒマラヤスギ	C = 0. 5	年1回	本	17	
	ツゲ	C = 0. 4 5	年1回	本	1	

第4号 樹木管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
刈り込み	ヒノデツツジ		年1回	m ²	3	
	ハマヒサカキ		年1回	m ²	1	
	ドウダンツツジ		年1回	m ²	1	
	カンツバキ		年1回	m ²	2 3	
	サツキツツジ		年1回	m ²	1 4 6	
	混植	H=0.8 内外	年1回	m ²	8 7	サツキ・ヒラト
	ツゲ玉	W=0.5	年1回	株	1 0	
	キャラ玉	W=0.9	年1回	株	1	
生垣刈り込み	イヌツゲ	H=1.1	年2回	m	1 5	H=1.0 内外
	ドウダンツツジ	H=1.0	年1回	m	2 0	H=1.0 内外
	サザンカ	H=1.3	年1回	m	3 0	H=1.5 内外
	キャラ	H=0.7	年1回	m	2 0	H=1.0 内外

第5号 樹木管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
施肥	シイノキ	C=1.8	年1回	本	1	
	シイノキ	C=1.2	年1回	本	1	
	シイノキ	C=0.5 6	年1回	本	1	
	タギョウショウ	H=1.8	年1回	本	1 1	
	ドイツトウヒ	C=0.5	年1回	本	1	
	紅梅	C=0.4 5	年1回	本	2	

	ヒイラギモクセイ	H=3.2	年1回	本	1	
	キンモクセイ	H=4.0	年1回	本	4	
	ヤブツバキ	H=3.0	年1回	本	3	
	ヒマラヤスギ	C=0.5	年1回	本	17	
	ツゲ	C=0.45	年1回	本	1	

第6号 樹木管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
施肥	ヒノデツツジ		年1回	m ²	3	
	ハマヒサカキ		年1回	m ²	1	
	ドウダンツツジ		年1回	m ²	1	
	カンツバキ		年1回	m ²	23	
	サツキツツジ		年1回	m ²	182	
	混植	H=0.8内外	年1回	m ²	31	サツキ・ヒラト
	ツゲ玉	W=0.5	年1回	株	10	
	キャラ玉	W=0.9	年1回	株	1	
生垣施肥	イヌツゲ	H=1.1	年1回	本	145	H=1.0内外
	ドウダンツツジ	H=1.0	年1回	本	20	H=1.0内外
	サザンカ	H=1.3	年1回	本	91	H=1.5内外
	キャラ	H=0.7	年1回	m ²	14	H=1.0内外

第7号 樹木管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
剪定	キョウチクトウ	H=2.5	年1回	本	28	
	ウメ	H=4	年1回	本	2	
	マテバシイ	C=0.95	年1回	本	2	
	アラカシ	C=0.55	年1回	本	3	
	クロマツ	C=0.85	年1回	本	2	
	ネズミモチ	H=2.5	年1回	本	2	
	アメリカフ	C=0.85	年1回	本	88	

第8号 樹木管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
刈り込み	アベリア		年1回	m ²	9	
	コマデリ		年1回	m ²	2	
	ドウダンツツジ		年1回	m ²	7	
	サツキツツジ		年1回	m ²	78	
	オオムラサキツツジ		年1回	m ²	104	
	カンツバキ		年1回	m ²	3	
玉物	クルメツツジ	W=0.5	年1回	株	10	

第 9 号 樹木管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
施肥	キョウチクトウ	H = 2 . 5	年 1 回	本	2 8	
	ウメ	H = 4	年 1 回	本	2	
	マテバシイ	C = 0 . 9 5	年 1 回	本	2	
	アラカシ	C = 0 . 5 5	年 1 回	本	3	
	クロマツ	C = 0 . 8 5	年 1 回	本	2	
	ネズミモチ	H = 2 . 5	年 1 回	本	2	

第 1 0 号 樹木管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
施肥	アベリア		年 1 回	m ²	9	
	コマデリ		年 1 回	m ²	2	
	ドウダンツツジ		年 1 回	m ²	7	
	サツキツツジ		年 1 回	m ²	7 8	
	オオムラサキツツジ		年 1 回	m ²	1 0 4	
	カンツバキ		年 1 回	m ²	3	
玉物	クルメツツジ	W = 0 . 5	年 1 回	株	1 0	

第 1 1 号 雪吊り管理業務内訳明細書						
(武道館本館)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
雪吊り	りんご吊り		年 1 回	本	5	丸太 (大)
	幹吊り		年 1 回	本	2	
	四ッ又吊 (大)		年 1 回	本	4	
	四ッ又吊 (小)		年 1 回	本	2	
	三ッ又吊 (大)		年 1 回	本	6	
	三ッ又吊 (小)		年 1 回	本	3	
	三ッ又絞り (大)		年 1 回	本	1 2	
	竹ばさみ		年 1 回	m	8 5	
	横竹絞り吊		年 1 回	m	2 1	
	大絞り		年 1 回	本	1 1	
	中絞り		年 1 回	本	2 9	
	小絞り		年 1 回	本	1 0	

第 1 2 号 雪吊り管理業務内訳明細書						
(運動広場)						
名 称	種 別	形状寸法等	単位数量	単位	数 量	摘 要
雪吊り	中絞り		年 1 回	本	2 5	
	小絞り		年 1 回	本	6 3 7	

武道館消防設備管理業務仕様書

消防設備の各項目について、消防法及び同法施行規則に基づき、外観点検及び機能点検を2回実施
 する中に総合点検を1回実施すること。

また、防火対象物点検を実施すること。

1 対象設備（本館分）

名 称	規 格	数 量	単 位
1 自動火災報知設備			
受信機	1 級	1	台
表示機		1	〃
感知器	差動式	65	個
〃	定温式	25	〃
煙感知器		61	〃
発信機		13	〃
表示灯		13	〃
電鈴		13	〃
消火栓起動装置		2	〃
2 非常放送装置			
アンプ	120 W	1	個
スピーカー		39	〃
非常電源		1	式
3 屋内外消火栓設備			
加圧式送水装置	ポンプ モーター	2	台
消火栓	屋内型	10	〃
〃	屋外型	3	〃
連動試験費		1	式
発電機設備		1	式
4 誘導灯設備			
誘導灯	避難口	30	台
〃	通路	15	〃

名 称	規 格	数 量	単 位
5 防火排煙設備			
操作盤		1	台
自動開閉装置		26	〃
〃	ダンパー	8	〃
切替器	シャッター	2	〃
煙感知器		23	個
可動垂れ壁		3	台
6 非常照明設備			
直流電源装置	120W	1	台
非常灯		125	〃
階段灯		25	〃
7 消火器			
粉末消火器	10 型等	39	台
車載式 50 型消火器		1	〃
8 避難器具			
垂直式救助袋 (3 階)		1	本
〃 (5 階)		1	本

2 対象設備（屋内相撲場分）

名 称	規 格	数 量	単 位
1 自動火災報知設備			
受信機	1 級	1	台
表示灯		2	個
感知器	差動式	5	個
〃	定温式	9	〃
煙感知器		20	〃
発信器	1 級	2	〃
2 非常放送装置			
アンプ	60 W	1	個
スピーカー		16	〃
非常電源		1	式
3 誘導灯設備			
誘導灯	避難口	6	台
〃	通路	1	〃
4 非常照明設備			
非常灯		2	〃
5 消火器			
粉末消火器	20 型	6	台

武道館自家用電気工作物管理業務仕様書

電気事業法施行規則第52条第2項の規定による工事、維持及び運用に関する保安業務を実施すること。

I 保安業務の対象

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 業 種 | 体育施設 |
| 2 | 受電設備容量 | 175キロボルトアンペア |
| 3 | 受電電圧 | 6600ボルト |
| 4 | 非常用予備発電装置 | |
| | 発電機出力 | 16キロワット |
| | 発電機定格電圧 | 220ボルト |

II 保安業務の内容

- 1 電気工作物の工事、維持及び運用について、巡視点検、測定試験等を行い、経済産業省令で定める電気設備基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行う。
- 2 電気関係事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、石川県若しくは電力会社等から通知を受けたとき、及び巡視点検の際に見したときは、次の保安業務を行う。
 - (1) 応急措置の指導
 - (2) 原因調査の協力
 - (3) 再発防止措置の指示、助言
 - (4) 必要に応じて精密点検
 - (5) 電気関係事故報告及び手続きの指導
- 3 電気事業法に規定する立入検査の立ち会いを行う。

III 執務の方法と回数

- 1 通常点検 主として運転中の施設の巡視点検をする。1回／月
- 2 定期点検 主として施設の運転を停止して点検試験をすることをいい、保安規程に基づき行う。
- 3 精密点検 異常の発生又は発生の恐れのある場合等、必要の都度その原因調査のため精密な点検を行う。

武道館警備管理業務仕様書

1 警備対象物

武道館と屋内相撲場の建物の内外の警備業務

2 警備体制

(1) 開館時：8：00～21：00 1ポスト

警備員による館内の警備システムの監視及び館内外の警備巡視業務を実施する。

(2) 閉館時：21：00～翌日 8：00

機械警備装置及び監視システムによる機械警備監視を実施する。

(3) 大会開催時等の繁忙時

要請に基づき警備員を増員し対応する。但し、増員に係る費用は、本契約に含まず別途、協議する。

3 警備業務内容

(1) 警備員業務（開館時の警備業務）

①機械警備盤の監視と障害時の処置

②館内外の巡視業務

- ・不審者、不審物の有無の確認と対応及び報告
- ・各室の火気と消灯の確認と処置
- ・各室の外部窓とドアの施錠確認と処置
- ・館内の諸設備の異音・異臭・水漏れの等の不具合と異常の確認と報告
- ・駐車場内駐車の手と車内の異常の有無の確認と報告
- ・危険個所と推測される箇所の確認と報告
- ・異常事態発生時の避難誘導

③火災時の初期消火対応と連絡

④急病人の初期対応と連絡

(2) 機械警備業務（閉館時の警備業務）

①本館及び別館の屋内相撲場に各々機械警備操作盤とセンサーを設置し、監視する。

②機械警備作動時の緊急対応業務

③機械警備装置の保守点検及び故障等障害時の対応と処置業務

4 機械警備設備概要

(1) 操作機器の電源装置・送信機

(2) パッシブセンサー 30 箇所

(3) マグネットセンサー 103 箇所

(4) 電気錠 6 箇所

卯辰山相撲場管理業務仕様書

1 トイレ清掃業務 清掃等業務の内容

場 所	業 務 内 容	数 量
建物全体	① ゴミ収集	年間30回 トイレ清掃、 トイレットペーパー、 消毒薬 ほか
男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ	① 床の掃き掃除 ② 床の水拭き ③ 手洗い器、鏡の雑巾拭き ④ 手摺り等の雑巾拭き ⑤ 便器の薬品洗浄 ⑥ 衛生綿、汚れ物の処理 ⑦ トイレットペーパーの補充、屑入れの処理 ⑧ 床から概ね2m以下の壁面、窓枠 及び備品類等の埃取り	
シャワー室	① 床の掃き掃除 ② 床のモップ拭き	
通 路	① 床の掃き掃除	

2 浄化槽施設保守点検業務

(1) 計画処理汚水量及び処理方式

汚水量：26.4 m³/日 処理方式：接触曝気方式

(2) 作業回数

ア 定期点検：消毒薬の補充、潤滑油補充、グリースアップ 2週毎に1回
イ 清 掃：状態に応じて随時

(3) 一般適用事項

ア 指定管理者は、当該施設に保守点検技術者を派遣し、機械、電気設備等の点検並びに曝気槽、沈殿槽等の点検、水質管理、消毒薬補充、清掃についての責任を負うものとする。
イ 指定管理者は、保守点検業務に際しての諸般の手續及び費用等一切を負担して処理するものとする。
ウ 施設及び施設に付属する設備に故障を生じたときは、直ちに技術者を派遣して、故障原因の発見と復元に努めるものとする。
エ 浄化槽法第7条及び第11条による法定水質検査を受けるものとする。

(4) 作業内容

ア スクリーン、沈砂池
 (ア) 沈砂、沈殿物、浮上物の量、内容の観察
 (イ) 異物の流入がないか観察
 (ウ) 金属部錆の状況観察
 (エ) バイパス用ゲート開閉具合点検
 (オ) 沈砂の除去（適宜行う）、沈殿物、浮上物は圧力水で粉碎し、有機性固形物を破砕機へ移送すること。
 (カ) ビニール類、布片、金属片等異物を除去し水洗いすること。
 (キ) スクリーン室内の水洗い清掃

イ 破砕機（コンミューター）
 (ア) 正常に作動していることの確認
 (イ) 回転方向、音、振動、モーター温度、電流値の確認
 (ウ) 上部、下部、軸受部、グリース給油
 (エ) 異常な水量、土砂流入の場合は必ず切断室の点検、清掃
 (オ) 切断室の清掃、カッター類の点検

ウ 沈殿分離槽

- (ア) 流入水の異物がないか観察と臭気の確認
- (イ) スカム及び汚泥が流出していないことの確認
- (ウ) 流入管及び流出管内の適時清掃
- (エ) スカム発生量及び汚泥堆積量の確認
- (オ) スカム及び堆積汚泥は、その状況により適宜引抜きのこと

エ 流量調整槽

- (ア) 散気装置より均等に空気が散気されていること、正常な水流をおこしていることの確認
- (イ) 散気装置の目詰まりは随時清掃のこと
- (ウ) 泡の発生状況の確認（発泡の時は消泡ポンプ運転のこと）
- (エ) 消泡ノズル閉鎖状況点検清掃
- (オ) 槽内異物の有無確認
- (カ) 調整ポンプが正常に作動していることの確認
- (キ) 調整ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認
- (ク) レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
- (ケ) レベルスイッチの点検清掃
- (コ) 流量調整槽内の有無確認
- (サ) 流量調整装置の越流量の確認
- (シ) 流量調整装置内部残渣の処理

オ 曝気槽

- (ア) 散気装置より均等に空気が散気されていること。正常な水流をおこしていることの確認
- (イ) 散気装置の目詰まりは随時清掃のこと
- (ウ) 泡の発生状況の確認（発泡の時は消泡ポンプ運転のこと）
- (エ) 消泡ノズル閉塞状況点検清掃
- (オ) 曝気槽混合水の色相、性状、臭気、水温、SV80 上澄水の透視度測定
- (カ) 生物相の適時観察
- (キ) 曝気槽内異物の有無確認

カ 接触曝気槽

- (ア) 散気装置より均等に空気が散気されていること。接触材を通して正常な水流を起こしていることの確認
- (イ) 散気装置の目詰まりは随時清掃のこと
- (ウ) 泡の発生状況の確認（発泡の時は消泡ポンプ運転のこと）
- (エ) 消泡ノズル閉塞状況点検清掃
- (オ) 接触材の生物相の適時観察
- (カ) 接触材の閉塞が認められた場合は、逆洗等を行い汚泥の剥離を行う
- (キ) 剥離汚泥は速やかに汚泥濃縮貯留槽等に返送し、槽内水質の安定に努める
- (ク) 色相、水温、臭気、必要に応じて SV80 上澄水の透明度、MLSS の測定
- (ケ) 接触曝気槽内異物の有無確認

キ 沈殿槽

- (ア) 沈殿槽内水流の乱れ確認
- (イ) 越流堰より均等に水が流れていることの確認
- (ウ) エアーリフトポンプの音、振動、吐出量の確認
- (エ) 返送汚泥量の調整
- (オ) スカムスキーマーが正常に作動していることの確認
- (カ) スカムの発生状況の確認
- (キ) 沈殿槽内異物の有無確認

ク 消毒槽、塩素滅菌器室

- (ア) 塩素注入が行われていることの確認
- (イ) 塩素注入率が適正であることの確認
- (ウ) 残留塩素濃度、色相、臭気、水温、PH、透明度の測定
- (エ) 塩素滅菌器の目詰り清掃
- (オ) 消毒薬の補給

ケ 放流ポンプ槽

- (ア) ポンプが正常に作動していることの確認
- (イ) ポンプの音、振動、電流値、吐出量の確認
- (ウ) レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
- (エ) レベルスイッチの点検清掃
- (オ) ポンプ槽内の異物の有無確認

コ 汚泥濃縮貯溜槽

- (ア) 曝気槽状況により汚泥を適宜引抜きのこと
- (イ) 濃縮作業の実施
- (ウ) バキューム車による引抜き清掃の立会い

サ ブロー室

- (ア) ルーツブロー、換気装置が正常に作業していることの確認
- (イ) ルーツブロー、換気装置の回転方向、音、振動、モーター温度、電流値、圧力の確認
- (ウ) ルーツブロー・ギアボックス内のオイル点検、軸受部グリース給油
- (エ) ルーツブロー、自動切換装置の確認
- (オ) 空気量の調整
- (カ) Vベルトの張具合及び摩耗状況の確認

シ 電気制御盤

- (ア) 各制御機器について異常の有無確認
- (イ) 電源電圧、各モーター電流値の測定
- (ウ) 盤内各機器の変色、熱、臭気、音、温度の有無点検
- (エ) 盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検
- (オ) 各制御盤の絶縁抵抗値を適宜測定

ス その他の一般事項

- (ア) 汚泥処理施設内外の清掃を行い常に清潔を守ること
- (イ) 金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆易い箇所を油拭きとし、その他の部分は乾いたウェスで空拭きとすること
- (ウ) 各配管の継手、バルブ類の漏れに注意すること
- (エ) この仕様書に詳細に述べられていない機器については別に取扱説明書によって作業にあたること

(5) 記録の保守

指定管理者は当該処理施設の保守点検にあたっては実施した内容の報告書の写しを3年間保存しなければならない。

3 倉庫管理業務

トイレ清掃業務に合わせ、建物外観及び内部の目視確認と窓、扉等建具の点検を行うものとする。

4 除草業務

全国高校相撲金沢大会開催までに卯辰山相撲場内の除草、集草及び場外撤去処分を行うものとする。

5 土俵修繕業務

全国高校相撲金沢大会開催までに実施するものとする。

施工にあたっては、財団法人日本相撲連盟が定める土俵規定により実施するものとする。

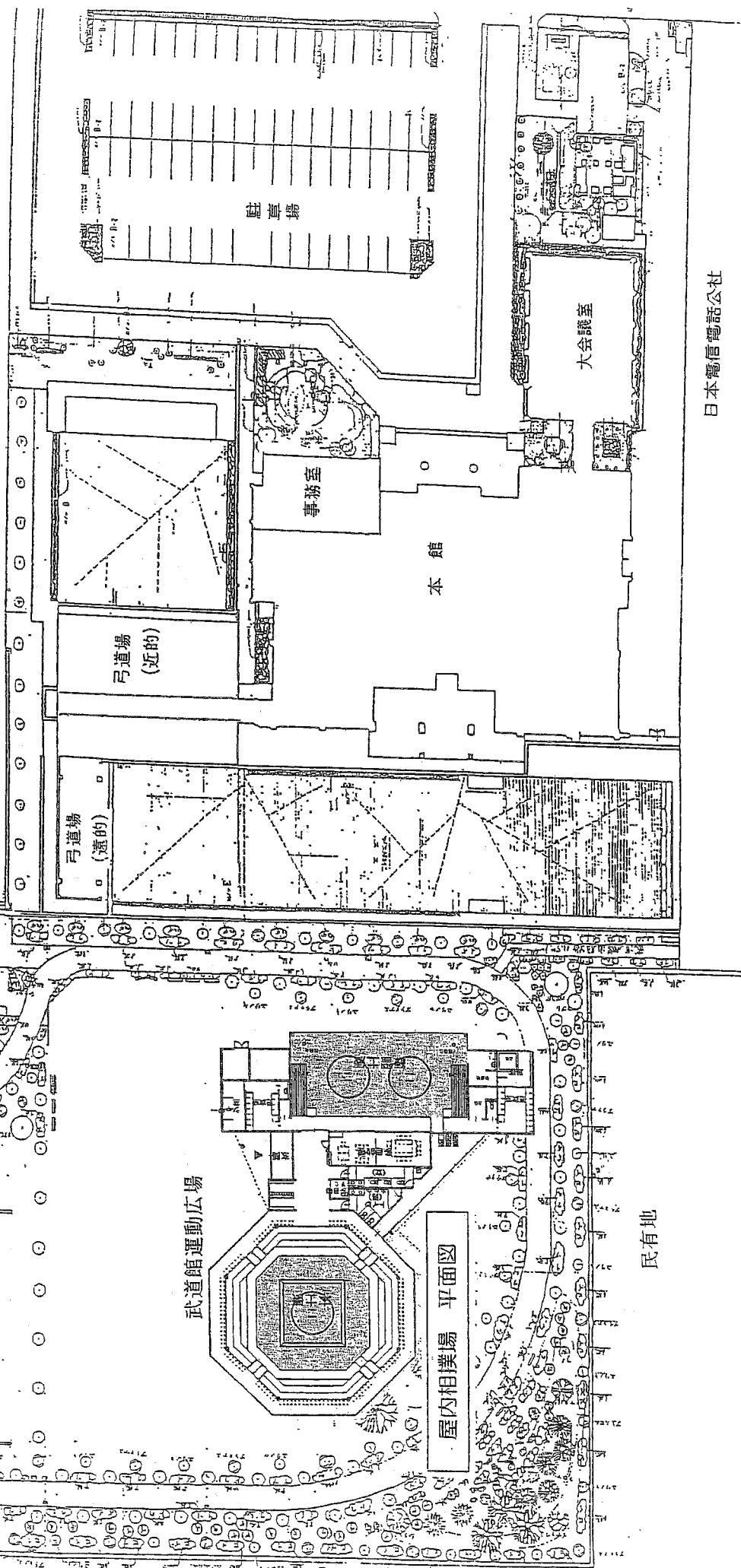
備品一覧表(武道館・屋内相撲場・兼六園弓道場)

武道館本館		
品 名	規 格 構 造 等	数 量
テーブル	受付用テーブル、2125×420×1005mm	1
応接セット	布貼巾1720mm、ビニールレザー、ベージュ色、4点セット	2
金庫	耐火金庫、735×515×525mm、161kg	1
食器戸棚	木製食器棚2段重ね	1
棚	地袋棚	1
ロッカー	多目的ロッカー、TM43-12D 449-14、ライオン 他	3
矢立箱	遠的用、国体仕様	3
マップケース	コクヨ、MC-DAIF1、978×695×408mm	1
巻きわら台	近的用、国体仕様	2
ストーブ	ヒーター、パルスインブ 他	2
職印	石川県立武道館長印、出納員之印、現金取扱員之印 柘21～24mm角	3
庁印	石川県立武道館之印、柘27mm角	1
麦茶冷器	星崎AT-18WT、18リットル	1
ウォータークーラー	東芝、RWF-D51PS	1
AED(自動体外式除細動器)	日本光電工業(株)、カルジオライフAED-2100、収納・携帯用バッグ	1
弓道場的台	遠的用的台	2
剣道用用具	有段者用、堅打紐付セット、福助印41号 他用具類	12
打込台	橋本武具店 剣道打込台	1
体育用マット	セノAM1002 他	2
柔道得点板	ミズノ、76ZA-3012	2
武道用(電光)タイマー	柔道用タイマー、TOP70J	6
消火器	50型、ABC粉末	1
電気乾燥機	日立衣類乾燥機、DE-S4601	2
電気洗濯機	東芝全自動、AW-801MVP 他	2
テレビ	シャープ、LC-20S4S 他	2
ビデオデッキ	シャープ、DV-PW190	1
ビデオカメラ	シャープ、液晶ビューカム、VL-DC1	1
写真機	ソニー、デジタルカメラ、DSC-S75	1
プロジェクター	3LCD方式、有効高束3000lm、コントラスト比2000:1、寸法W284×D202×H68mm 他	2
アンプ	ポータブルワイヤレス、WX-230C 他	3
除雪機	ヤンマー、Je-655F 他	2
移動式姿見	カガミ、150×90cm	1
掲額縁	木製漆塗、タテ1.05mヨコ2.45m	2
掲示板	ライオン、SP-36 マグネット	2
スクリーン	W1830×H2050mm(イメージ寸法:W1620×H1220) 他	2
枠組足場	1.8×1.8m、3段、ジャッキベース付	1
脚立	ハセガワ、HE3-80	1
黒板	ホワイトボード(脚付、罫引)	1
図書	石川県大百科事典 他	2
発熱測定AI顔認識ドームカメラ等	DS-2TD1217B-3/PA(B)等	1
制御・モニタ用PC	HP250G7NotebookPC	1
プリンター	キャノン、TM-355、最大用紙A0	1
柔道畳	(株)九櫻、SV28密着式ノンスリップ付き柔道畳 レッド240枚、イエロー96枚 計336枚	1

屋内相撲場		
品 名	規 格 構 造 等	数 量
石油ファンヒーター	サンボット、KBR-190、W484×D506×H720mm、暖房出力5.86～18.7kW	2
映写ボード	マイカスクリーン(投影面)、両面脚付型、W1896×D555×H1860mm	1
吊り天井水引幕	サンクス丸菱(特注品)水引幕2枚、W1400×H100cm1枚、W1450×H100cm1枚	1
AED(自動体外式除細動器)	日本光電AED-1200、予備パット1枚、収納・携帯用バッグ、AEDサインボード1枚	1
冷蔵庫	日立 R-23WA-S、W540×H1595×D600mm、総容量230L、48kg	1
プレートコンパクタ	酒井重工業 PJ150、W970×D330×H820mm、速度25～30m/分	1
黒板	スチール製、移動車付、900×1800mm、両面	1
兼六園弓道場		
品 名	規 格 構 造 等	数 量
AED(自動体外式除細動器)	日本光電工業(株)、カルジオライフ、AED-2100	1

石川県立武道館 平面図

金沢市立城北中央公園



日本電信電話公社

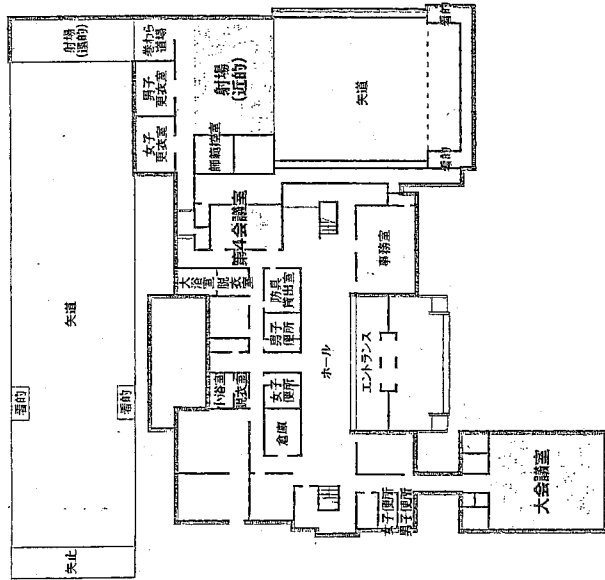
建物平面図

《規模》

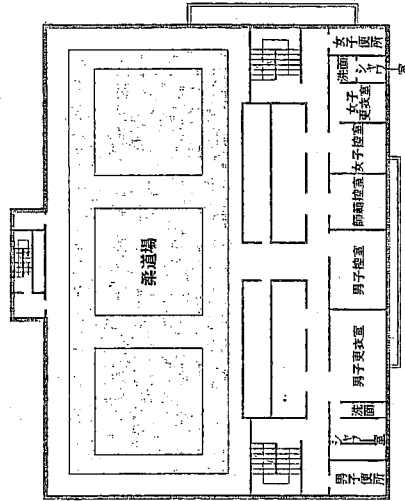
構造/本館棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建1部4階
 会議棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建
 弓道棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建
 建築面積/本館棟 1,362.01㎡ 会議棟 257.93㎡
 弓道棟 580.19㎡ 合計 2,200.13㎡
 延面積/本館棟 5,146.73㎡ 会議棟 257.93㎡
 弓道棟 580.19㎡ 合計 5,984.85㎡
 敷地面積/18,458.04㎡ 駐車場 110台収容(本館前70台、運動広場40台)
 工期/着工 昭和52年6月14日 竣工 昭和53年9月30日
 開館日/昭和53年10月22日
 総事業費/13億円

柔道場/3面	919.59㎡(391畳)	観覧席 250人収容
剣道場/3面	938.92㎡	観覧席 250人収容
弓道棟		
近隣の場/12人立	165.03㎡	
遠の場/6人立	92.04㎡	
巻わら道場/3基	27.09㎡	
会議室	255.68㎡	収容人員 162人
大会議室	204.68㎡	" 126人
第4会議室	51.00㎡	" 36人
和室(研修室)		
第1和室	60.76㎡(28畳)	収容人員 18人
第2和室	60.76㎡(28畳)	" 18人
第3和室	41.65㎡(18畳)	" 12人
運動広場	8,540.64㎡	

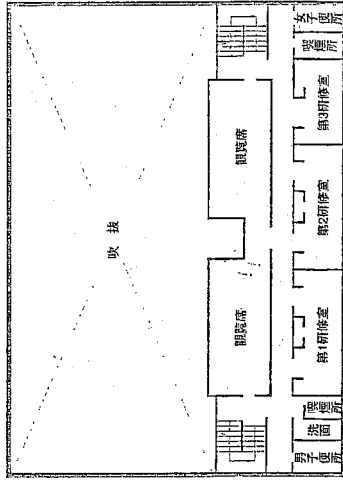
【1階平面図】



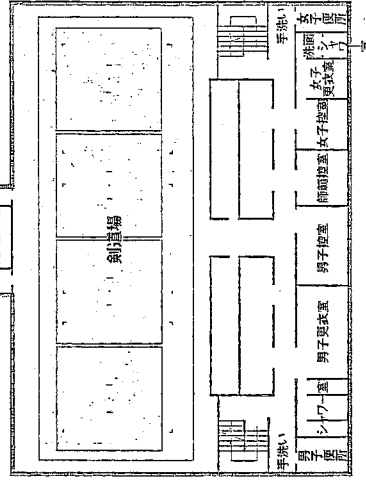
【2階平面図】



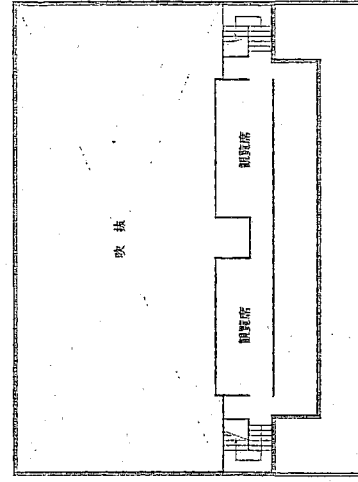
【3階平面図】



【4階平面図】



【5階平面図】



●屋内相撲場

延床面積 917㎡

構造階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、平屋建

主要室 本土表1面（収容人員300人）、練習土俵2面、多目的室、更衣室、浴室、トイレ

・本土表（423㎡）

土俵：1辺6.5mの正方形、土盛り高さ40cm、中に直径455cmの円

観客席：固定席200席、仮設椅子席100席、合計300席

冬期暖房：観客席に床暖房（温水）

・練習土俵（221㎡）

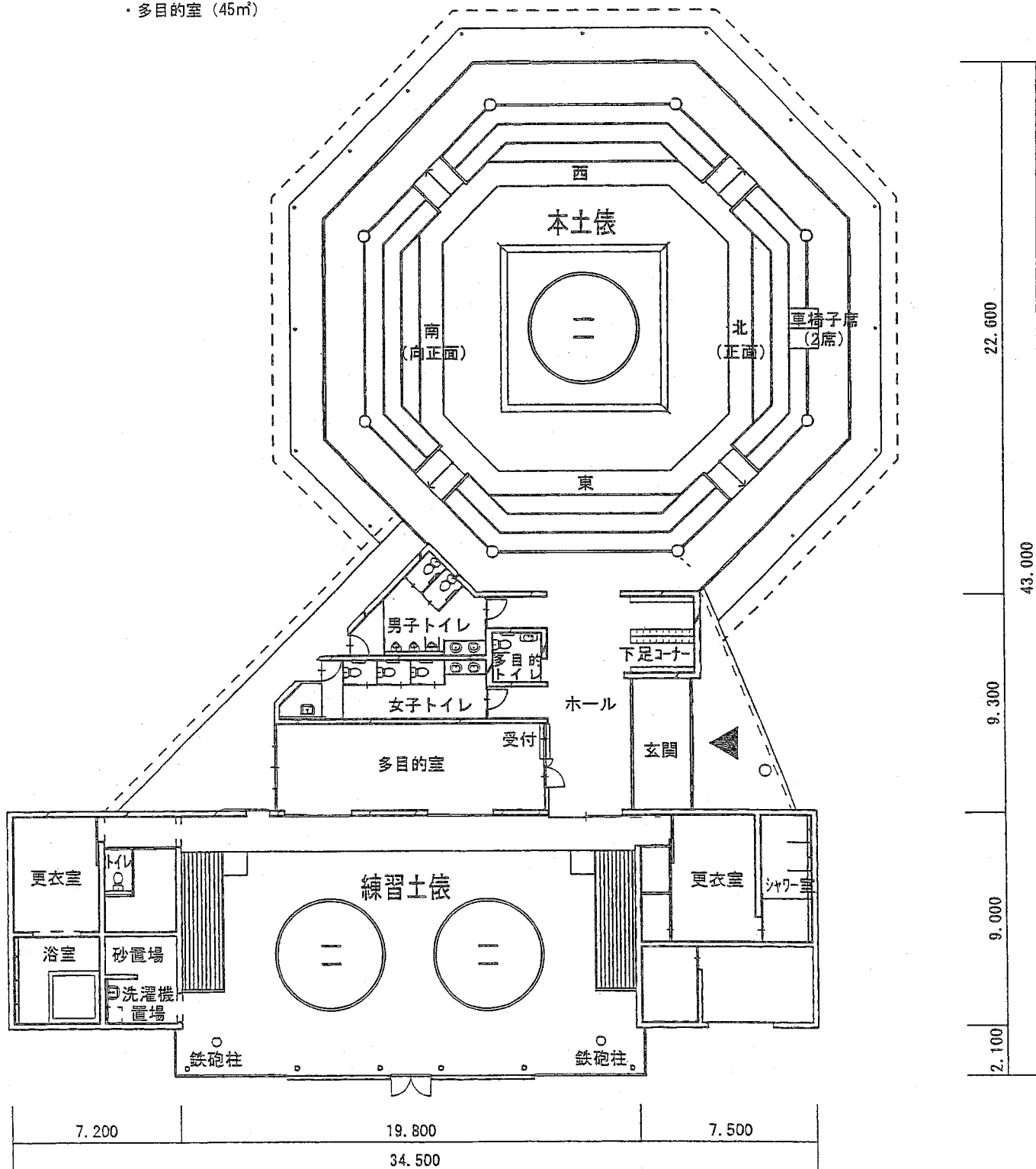
土俵：直径455cmの円

鉄砲柱：県内産杉丸太φ450を2本

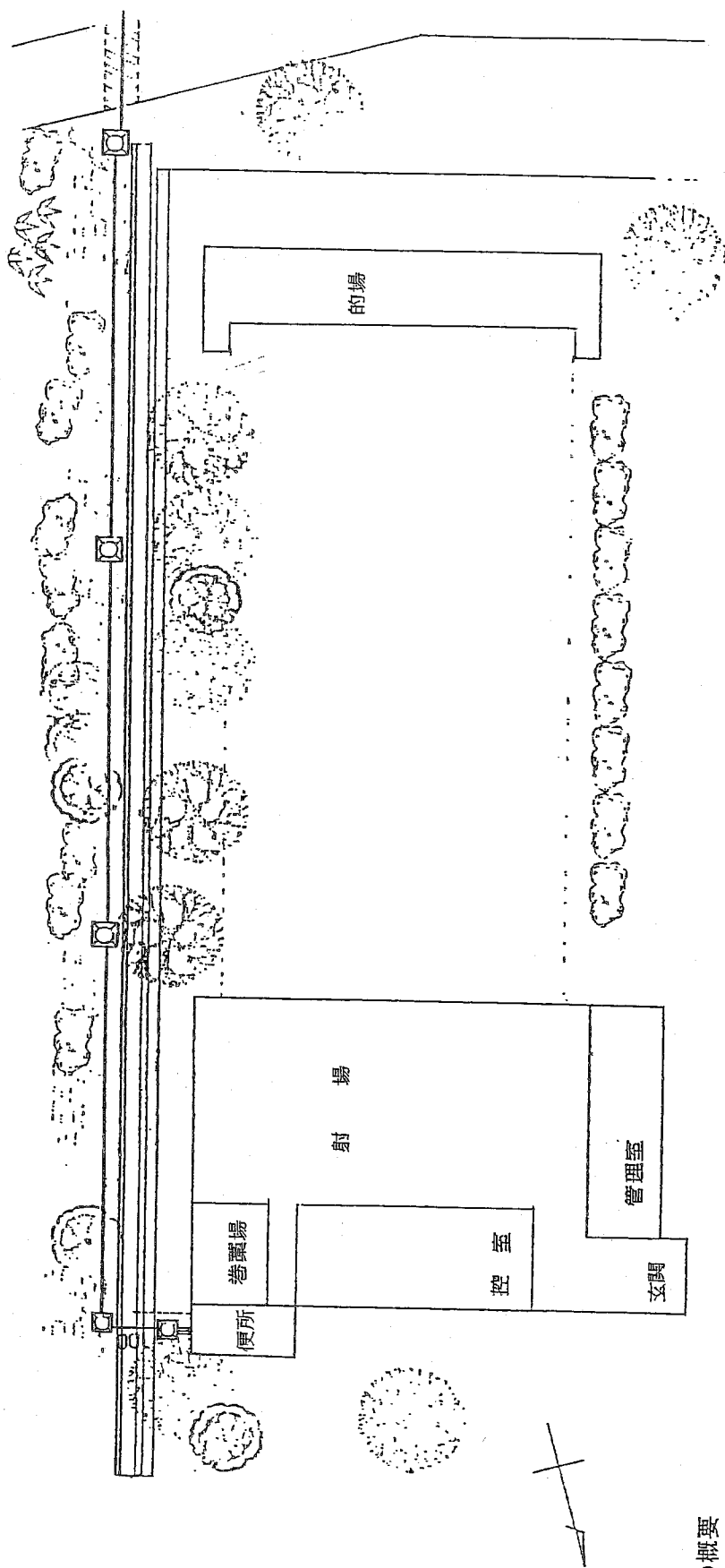
冬期暖房：遠赤パネルヒーターを設置

付属施設：足洗い場、洗濯機置き場、砂置き場、練習土俵用トイレ

・多目的室（45㎡）



平面図



縮尺 $\frac{1}{200}$

兼大園弓道場施設の概要

工 期	昭和38年5月31日竣工
面 積	総面積 909.08平方メートル
	射 場 178.26 "
	的 場 36.45 "
施設の内容	射 場 木造鉄板葺入母屋造 6人立、管理入室、審判室、更衣室、便所
建 設 費	4,101千円

石川県卯辰山相撲場

11,787.58 m²

